

書面・押印・対面手続の見直しに関する取組み

令和2年10月22日
金融庁

書面・押印・対面手続の見直しに関する方針

- 経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している。こうした中、行政手続についてもオンライン化等を一層強化し、我が国の経済社会変革を加速させていくことが重要な課題となっている。
- 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)では、以下のような、書面規制・押印、対面規制の見直しに関する方針が示されている。
 - ✓ 法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、…(略)…恒久的な制度的対応として、年内に、…(略)…法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。
 - ✓ 金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。
- 金融庁としては、上記の方針も踏まえ、書面規制・押印、対面規制の見直しを引き続き進めていく。

金融庁が民間事業者等に求める手続について

<システム面の対応>

- 全ての手続についてオンラインでの提出が可能となるように、2020年度中にシステムの整備等を行い、2021年度の可能な限り早期に運用を開始する。

<府令改正等の対応>

- 押印については、2020年中に全て廃止する方針。このうち、法令等に基づくものについては、府令改正等の対応を適切に行っていく。

民間同士の手続について

<民間手続に係る規制の見直し>

- 法令等で書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、2021年6月末までに見直す。

(注)全銀協から要望のある「対面での自署・押印、書面交付等を原則とする監督指針の規制」も改正予定。

<民間手続に係る商慣行の見直し>

- 業界慣行による書面・押印・対面手続の不要化や金融関連手続の電子化について金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を本年6月に設置。

<行政側メンバー>

金融庁、規制改革推進室

<金融業界側メンバー>

全銀協、地銀協、第二地銀協、ゆうちょ、全信協、全信中協、労金協、農中、IBA、生保協、損保協、外国損保協、少短協、日証協、顧問協、金先協、二種協、信託協、投信協、STO協会、暗号協、資決協、貸金協

- これまでに8回開催し、金融業界における各種手続の電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進めているところ。
- 今後、議論の経過を見つつ、年内に論点整理の取りまとめを行う予定。